## 2017年から2020年までの日本国政府とポーランド共和国政府との間の 戦略的パートナーシップの実施のための行動計画

日本国政府及びポーランド共和国(以下「ポーランド」という。)政府は、

2019年に100周年を迎える外交関係樹立を想起し、

2017年に60周年を迎える外交関係回復を想起し,

2013年の安倍晋三日本国内閣総理大臣のポーランド訪問及び2015年のブロニスワフ・コモロフスキ・ポーランド大統領の訪日を想起し、

2015年の戦略的パートナーシップを構築するとの両国による画期的な決定を特に想起し,

日本とポーランドとの間の堅固な友好のきずなと近年の様々な分野における二国間関係の 著しい進展を認識し,

民主主義の原則,人権,法の支配といった共通の基本的価値並びにそれぞれの地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献する両国の意志の重要性を再確認し,

ポーランドの航空会社による直行便の就航及びポーランドにおける日本の投資の拡大を含む二国間経済関係の更なる発展を歓迎し,

日・E U経済連携協定(E P A)及び戦略的パートナーシップ協定(S P A)の重要性を再認識し、

次の戦略的パートナーシップの実施のための行動計画を採択し、及び2017年から20 20年までに具体的な行動をとることによって、二国間関係を更に強化することを決定した。

1. 政治・安全保障協力 両政府は次の取組をする。

- a) 二国間の定期的なハイレベルの接触を維持すること。
- b) 両国の外務省間において次の協議を実施することにより現在の二国間関係並びに地域 及び国際情勢に関する政治的対話を強化すること。
- ・二年に一度の次官級の政務協議
- ・年に一度のそれぞれ欧州及びアジア担当の高官の政務協議
- c) 次の対話・協議を通じて国家安全保障及び防衛協力に関する対話を深化させること。
- ・高官による定期的な安全保障及び防衛に関するハイレベル対話
- ・日本の国家安全保障局とポーランドの国家安全保障局との国家安全保障に関する協議

## 2. 経済・科学・技術協力

両政府は、次の取組により、二国間の貿易及び投資の更なる深化及び拡大に向けた好ま しい条件の創出に努力する。

- a) ポーランド・日本経済委員会を含む既存の経済枠組みとの効果的な協力を継続すること 及び特定の産業における協力に焦点を当てた小委員会を設立すること。
- b) 日本及びポーランドの機関の間における二国間のビジネス関係を奨励すること及び両 国におけるビジネス環境を改善すること。
- c) 経済面での協力において更なる改善に向けて取り組みこと。
- d) 日本の新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が行っている電力系統安定化システムの実証プロジェクトへの留意,及び日本及びポーランドのパートナーに対しこの分野における更なる協力を奨励すること。
- e) 共同プロジェクトその他の形態の協力の促進を通じて,2010年3月30日に署名された日本国経済産業省とポーランド共和国経済省との間の原子力の平和利用に関する協力 覚書に基づく協力を継続すること。
- f) 日本原子力研究開発機構(JAEA)とポーランド国家原子力研究センター(NCBJ) との間における高温ガス冷却炉技術の研究・開発に向けた協力を奨励すること。
- g) 第三国市場,特に銅採掘部門の共同プロジェクトにおいて協力すること。
- h) 石炭ガス化複合発電 (IGCC) の発展を含むクリーン・コール技術の分野における日本とポーランドの関係機関間の協力を強化すること。
- i) 共通の研究分野の拡大を視野に入れた科学技術振興機構(JST)とポーランド国家研究開発センター(NCBR)との間の科学技術分野における協力を継続すること。
- j) 協力の強化,学生及び研究者の交流の奨励並びに将来的な共同研究プロジェクトの発展 の促進を目的として文部科学省とポーランド科学・高等教育省との間の知見の交換を強化 すること。
- k) 2018年にポーランド政府が主催する国際連合気候変動枠組条約(UNFCCC)第24回締約国会議(COP24)に向けた協力を強化すること。
- 1) 日本の医薬品医療機器総合機構とポーランドの医薬品・医療機器・殺生物剤登録事務所

との間の医薬品及び医療機器の規制の分野における協力関係を構築すること。

- m) 食品安全,動物検疫及び植物検疫の分野において規制の透明性及び両国間の協調を強化すること。
- 3. 文化・人的交流の促進

両政府は次の行動を実施するよう努力する。

- a) 二国間の外交関係回復60周年のための共同事業に関する協力及び具体的な事業の実施
- b) 大学その他学術機関間の交流の促進
- c) 人的交流を促進するためのワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド 共和国政府との間の協定に基づく若者の交流に対する支援
- d) 地方自治体のための交流プログラムの発展
- e) 姉妹都市及び地域の潜在的候補の暫定的リストの両国政府による作成と二国間地域協力に向けた刺激策の創出
- f) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ分野における相互協力 の推進のための選手、コーチ、スポーツ専門家、スポーツ行事主催者の交流の促進
- g) 成長のエンジン並びに雇用創出及び人的交流促進のためにの極めて重要な手段として の観光分野における相互協力

## 4. 多国間協力

- 4.1. 両政府は、次の取組により、二国間関係を補完する。
- a) 日本が2016年から2017年まで国際連合安全保障理事会の非常任理事国であること、ポーランドが2018年から2019年までの同非常任理事国に立候補していること及び安保理改革の重要性を踏まえて、国連システムにおいて緊密に協力すること。
- b) 日本と欧州連合の協力枠組みにおいて緊密な対話を実施すること。
- c) アジア欧州会合 (ASEM) の枠組みにおける地域・地球規模の重要な問題に関する対話を開始すること。
- d) 「ヴィシェグラード・グループ(V4)+日本」の枠組みにおける事業及び協議を追求すること。
- 4. 2. 両政府は、次の取組により、国際場裏及び地域において、両国が共有する基本的価値を促進する。
- a) 海洋法に関する国連条約(UNCLOS)を含む普遍的に認識された国際法の諸原則に 従った、南シナ海における海洋をめぐる紛争の平和的解決の重要性を再確認しつつ、いか なる威圧的又は一方的な行動にも反対すること。
- b) 特にウクライナの領土一体性,主権及び独立に関する国境の不可侵の原則並びにクリミ

ア半島の違法な併合に対する不承認政策へのコミットメントを確保すること。

- c) 北朝鮮の場合のような拡散の危機の解決に資するあらゆる使用可能な手段を用いた多数国間の軍縮,不拡散及び軍備管理に関する条約及びレジームの完全な履行及び実施を支持すること並びに北朝鮮に対してあらゆる挑発行為を自制し,関連する国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明を完全に遵守し,朝鮮半島の非核化に向けて具体的な行動をとり拉致被害者の可及的速やかな帰還を含む基本的人権を尊重するよう求めること。
- d) 持続可能な開発目標に呼応すること,具体的には,人道問題,開発,移民,貿易,投資及びインフラに関する協力並びに教育,文化,青少年,保健及び研究に関する政策を振興すること。
- e) 特に東方パートナーシップその他のEU近隣諸国に関する地域協力の継続
- 5. 日本・ポーランド外交関係樹立 100 周年に向けた協力 両政府は、次の取組に向けて努力する。
- a) 同 100 周年のための合同委員会を設置すること並びにその共通の傘下におけるハイレベルの政治交流並びに経済及び文化活動を始めとする様々な事業を開始すること。
- b) 2019年を日本・ポーランド文化交流年とすることにより、外交関係樹立の記念の年であることを適切に認識すること。

## 6 その他の重要事項

- 6.1 この行動計画は両政府間の国際約束を構成しない。この行動計画におけるいかなる事項も、両政府に法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものと解されない。
- 6.2 この行動計画の解釈又は実施から生ずるいかなる意思相違も、両政府間の協議を通じて友好的に解決される。
- 6.3 この行動計画の進捗状況は、政務協議における両政府による年次評価の対象となる。
- 6. 4 この行動計画は、2017年5月18日に開始し、2020年12月31日に終了する。
- 6.5 この行動計画は、両政府の書面による相互の同意によりいつでも修正することができる。
  - 2017年5月18日に東京で英語による本文二通に署名した。

日本国政府のために

ポーランド共和国政府のために